

環境生活部

平成24年度
2,500,442

平成23年度
2,850,232

〈環境政策局〉

②④ ②③

環境生活総務課

I 自然保護費

| | | | | |
|--------------------|---|--------|--------|---|
| 1. 鳥獣保護事業 | ④ | 17,505 | 17,278 | 野生生物保護思想の普及、啓発及び野生鳥獣の保護並びに傷ついた野生鳥獣を指定の救護医や救護所で保護、治療するために要する経費 |
| 2. 自然公園等保護対策事業 | ④ | 6,229 | 10,304 | 自然公園等すぐれた自然環境の保全・管理及び適正な利用促進を図るために要する経費 |
| 3. 自然公園等施設整備事業 | ④ | 28,896 | 28,909 | 公園計画に基づく公園利用施設や近畿自然歩道計画に基づく歩道整備に要する経費 |
| 4. 外来生物対策事業 | ④ | 3,828 | 4,112 | 特定外来生物による生態系被害及び農作物被害等を防止するために要する経費 |
| 5. 県立自然公園の保全利用促進事業 | ④ | 30,309 | 309 | 自然公園の適正な保護と利用を増進させるために要する経費 |
| 6. 名所・景勝地魅力づくり事業 | ④ | 38,000 | 5,000 | 市町村が地元と協働して魅力ある名所・景勝地づくりを行う事業の支援に要する経費 |

II 環境衛生研究センター費

| | | | | |
|------------------------------------|---|-------|-------|---|
| 1. 健康と環境を守る調査研究事業 | ④ | 2,510 | 2,705 | 健康と環境を守る県独自の課題を研究テーマにした調査・研究の実施に要する経費 |
| 2. 温泉等入浴施設におけるレジオネラ属菌の衛生管理に関する研究事業 | ④ | 1,960 | 4,849 | 泉質ごとのレジオネラ属菌の実態調査、迅速検査法の確立及び消毒方法と装置の開発並びに衛生管理マニュアルの作成に要する経費 |

III 環境対策費

| | | | | |
|----------------------|---|--------|--------|--|
| 1. 環境保全審査指導事業 | ④ | 3,576 | 2,092 | 公害防止協定、公害防止計画の進行管理、環境影響評価の審査指導及び環境審議会の運営等に要する経費 |
| 2. わかやま環境保全活動・学習推進事業 | ④ | 1,034 | 1,249 | 環境保全への理解や取組の意欲を高めるため、環境教育の推進や体験学習の機会、情報等の提供に要する経費 |
| 3. 和歌山県温暖化対策推進事業 | ④ | 5,279 | 5,500 | 温室効果ガスの排出抑制に向けた啓発・広報など総合的な対策に要する経費 |
| 4. 住宅用太陽光発電設備導入促進事業 | ④ | 29,600 | 20,350 | 住宅用太陽光発電設備の普及促進に要する経費 |
| 5. 学校グリーン電力事業 | ④ | 3,452 | 3,866 | 学校の太陽光発電から生み出される環境価値に対する企業の寄附金を活用し、学校の環境活動等の支援に要する経費 |
| 6. 電気自動車導入推進事業 | ④ | 10,992 | 97,051 | 環境に優しい電気自動車の普及促進に要する経費 |

循環型社会推進課

I 環境対策費

| | | | | |
|------------------|---|-----|-----|--------------------------|
| 1. 一般廃棄物適正処理推進事業 | ④ | 958 | 962 | 一般廃棄物処理施設に関する市町村指導に要する経費 |
|------------------|---|-----|-----|--------------------------|

| | ㉔ | ㉓ | |
|--------------------------|--------|--------|---|
| 2. リサイクル推進事業 ④ | 2,529 | 3,690 | リサイクル製品の認定及びその利用促進並びに自動車リサイクル法に基づく登録・許可業務等に要する経費 |
| 3. 廃棄物処理計画推進事業 ④ | 2,463 | 2,445 | 県内の廃棄物の発生・処理状況を把握し、和歌山県廃棄物処理計画の進行管理に要する経費 |
| 4. 紀南版フェニックス事業 ④ | 14,738 | 29,050 | 紀南地域において、公共関与による最終処分場整備事業を実施するために要する経費 |
| 5. リサイクル調達支援事業 ④ | 9,000 | 12,000 | リサイクル製品の普及促進を目指し、和歌山県産認定リサイクル製品を用いたモデル工事を実施するために要する経費 |
| 6. 産業廃棄物処理業者指導事業 ④ | 14,038 | 15,499 | 産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者の指導に要する経費 |
| 7. P C B 廃棄物処理対策推進事業 ④ | 12,000 | 12,000 | P C B 廃棄物の早期処理を促進するため、環境再生保全機構に創設された基金への拠出に要する経費 |
| 8. ダイオキシン類等環境汚染対策事業 ④ | 1,889 | 2,242 | 橋本市内におけるダイオキシン類汚染対策実施区域の環境監視に要する経費 |
| 9. 不法投棄・不適正処理対策事業 ④ | 9,965 | 4,639 | 廃棄物の不適正処理対策に要する経費 |
| 10. 産廃保管・土砂埋立等適正処理指導事業 ④ | 3,479 | 3,489 | 「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」の運用に要する経費 |
| 11. ⑩不法投棄監視カメラ設置事業 ④ | 19,712 | — | 高性能監視カメラを市町村に貸与、県内各所に配備し、廃棄物の不法投棄監視体制を強化するために要する経費 |

環境管理課

I 環境対策費

| | | | |
|---------------------------|--------|--------|--|
| 1. 大気汚染等防止対策事業 ②④ | 6,874 | 7,612 | 大気汚染の防止を図るため、大気汚染物質等の環境監視及び工場・事業場の立入検査に要する経費 |
| 2. 騒音振動公害防止対策事業 ④ | 6,966 | 8,739 | 自動車騒音、航空機騒音等の実態調査及び工場騒音等の監視指導に要する経費 |
| 3. ダイオキシン類防止対策事業 ④ | 11,328 | 12,628 | ダイオキシン類の環境監視、排出事業者への指導及び啓発等、総合的な対策に要する経費 |
| 4. 水質汚濁防止対策事業 ④ | 21,128 | 22,238 | 公共用水域等の水質汚濁の防止を図るため、公共用水域等の常時監視及び工場・事業場の立入検査等に要する経費 |
| 5.瀬戸内海環境保全対策事業 ②④ | 3,381 | 3,475 | 瀬戸内海地域の特定施設の設置・変更等の許可、立入検査及び負荷量削減の指導等に要する経費 |
| 6. 化学物質管理指導事業 ④ | 2,974 | 2,974 | P R T R 法、土壤汚染対策法及びフロン回収破壊法の運用に要する経費 |
| 7. 大気汚染常時監視テレメーター装置運営事業 ④ | 34,062 | 27,033 | 大気汚染常時監視を行うテレメーター装置の維持管理、施設の整備に要する経費 |
| 8. アスベスト対策事業 ④ | 14,498 | 14,481 | 吹付け石綿使用建築物等の解体等作業現場への立入検査、濃度測定及び石綿健康被害救済基金への拠出に要する経費 |
| 9. 微小粒子状物質常時監視体制整備事業 ④ | 28,115 | — | 新たに環境基準が設定された微小粒子状物質について、大気汚染防止法に定める常時監視体制等の整備に要する経費 |

〈県民局〉

県民生活課

I 県民相談費

| | | | |
|------------------|-------|-------|---------------------------------|
| 1. 県民・交通事故相談事業 ④ | 5,044 | 5,044 | 県民相談室、交通事故相談所の運営及び移動県民相談等に要する経費 |
|------------------|-------|-------|---------------------------------|

| | ㉔ | ㉓ | |
|------------------------|--------|--------|--|
| II 県民生活対策費 | | | |
| 1. 消費生活推進事業 ⑩⑪ | 5,792 | 6,054 | 複雑、多様化する消費者問題に対処し、県民生活の安定と向上を図るため、総合的な消費生活施策を推進するために要する経費 |
| 2. 交通安全推進事業 ⑪ | 18,733 | 17,773 | 交通事故総量の抑止、特に高齢者の交通事故防止、飲酒運転根絶、シートベルト着用の徹底、自転車の安全利用を推進するための各種広報啓発活動に要する経費 |
| 3. N P O推進事業 ⑪ | 2,324 | 2,447 | N P O活動を支援し、N P Oとともに豊かな地域社会づくりを進めるために要する経費 |
| 4. N P Oサポートセンター運営事業 ⑪ | 23,948 | 29,911 | N P Oの活動拠点として県サポートセンターの管理運営を指定管理者に委託することにより、N P O活動の促進を図るために要する経費 |
| 5. 消費者行政活性化事業 ⑩ | 68,094 | 65,008 | 消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談窓口の機能強化、その他消費者行政の活性化を図るために要する経費 |
| 6. 新しい公共支援事業 ⑩ | 73,691 | 62,000 | 新しい公共の担い手となるN P O等の自立的活動を間接的に後押しするために要する経費 |
| III 消費生活センター費 | | | |
| 1. 消費生活センター運営事業 ⑩⑪ | 32,506 | 32,801 | 消費生活センター及び同紀南支所において、消費者相談及び教育啓発等を行うことにより、消費生活を総合的に支援するために要する経費 |

青少年・男女共同参画課

| | ㉔ | ㉓ | |
|-------------------------|---------|--------|--|
| I 青少年政策推進費 | | | |
| 1. 青少年対策部等運営事業 ⑪ | 33,770 | 34,138 | 関係機関・団体等の連携及び地域における青少年健全育成の推進・体制強化に要する経費 |
| 2. 青少年施設管理運営・整備事業 ⑪ | 104,975 | 97,535 | 青少年施設「紀北青少年の家」、「白崎青少年の家」、「潮岬青少年の家」及び「県青少年活動センター」の管理運営並びに整備に要する経費 |
| 3. 地域子ども団体育成事業 ⑪ | 42,070 | 44,443 | 子どもたちの健やかな成長を図るため、地域における子ども団体活動等を推進する市町村等への補助に要する経費 |
| 4. 青少年健全育成・非行防止総合対策事業 ⑪ | 4,275 | 4,565 | 少年保護関係機関の連絡調整、非行防止啓発及び青少年の健全育成のための県民運動・広報啓発活動の展開に要する経費 |
| 5. 青少年健全育成条例施行事業 ⑪ | 1,645 | 1,705 | 県青少年健全育成条例の適正運用及び青少年の健全育成を阻む有害環境の浄化に要する経費 |
| 6. 未成年者喫煙防止条例施行事業 ⑪ | 623 | 624 | 県未成年者喫煙防止条例の適正運用及び未成年者の喫煙防止のための環境整備に要する経費 |
| 7. リレー式次世代健全育成事業 ⑪ | 3,826 | 3,826 | 青少年による次世代青少年リーダー育成の循環システム構築に要する経費 |
| 8. 若者自立支援事業 ⑪ | 43,568 | 57,881 | 若者の社会的自立を効果的かつ円滑に支援するために要する経費 |
| II 女性政策推進費 | | | |
| 1. 男女共同参画行政推進事業 ⑩⑪ | 5,424 | 5,408 | 男女共同参画行政の総合的な推進及びD V防止啓発等に要する経費 |
| 2. 男女共同参画センター運営事業 ⑩⑪ | 30,737 | 55,488 | 男女共同参画センターの管理・運営及び啓発・相談等に要する経費 |

食品・生活衛生課

I 食品衛生指導費

| | | | |
|----------------------|--------|--------|---|
| 1. H A C C P導入促進事業 | 1,943 | 2,071 | 県民に、より安全な食品を供給するため、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理手法の普及を図るために要する経費 |
| 2. 食品の安全確保推進プロジェクト事業 | 2,515 | 2,647 | 消費者の立場に立った食品の安全を確保するため、生産から消費に至るまでの総合的な衛生対策を行うために要する経費 |
| 3. 食品表示適正化推進事業 | 4,864 | 3,309 | 県内食品事業者による適正な食品表示の取組を促進とともに、食品表示の監視指導を強化し、食品表示の適正化を推進するために要する経費 |
| 4. 食品衛生指導事業 | 9,978 | 9,039 | 食品販売・製造施設等の監視指導及び食品検査の信頼性を確保し、食品衛生の向上を図るために要する経費 |
| 5. 食品等安全確保対策事業 | 12,956 | 11,130 | 市場に流通する食品及び家庭用品について残留農薬、食品添加物等の検査を実施し、消費者に安全な食品の提供を図るために要する経費 |
| 6. 食肉衛生対策事業 | 13,593 | 14,848 | 食肉を介した疾病、食肉処理における微生物汚染を防止するためのと畜・食鳥検査及びと畜場・食鳥処理場の衛生保持に要する経費 |
| 7. 食品保健指導事業 | 7,323 | 7,484 | 調理師試験の実施と調理従事者に対しての正しい知識の普及及び食中毒等の事故防止のため、食品関係営業者の自主管理体制の強化に要する経費 |

II 環境衛生指導費

| | | | |
|-----------------------|--------|--------|---|
| 1. 水道施設管理指導事業 | 4,395 | 4,469 | 水道施設に対する衛生及び維持管理に関する指導に要する経費 |
| 2. 水道施設整備指導事業 | 1,300 | 2,068 | 市町村が行う上水道・簡易水道等整備に係る計画・事業の適正化に要する経費 |
| 3. 生活衛生施設改善助成事業 | 1,792 | 1,823 | クリーニング師・製菓衛生師の資質の向上を図るための試験の実施及び公衆浴場の確保を図るための設備改善助成に要する経費 |
| 4. 生活衛生施設監視指導事業 | 1,539 | 1,567 | 生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上を図るために行う検査及び指導に要する経費 |
| 5. 生活衛生営業指導センター運営助成事業 | 24,502 | 24,709 | 生活衛生関係営業者の経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、(財)県生活衛生営業指導センターが行う相談指導業務の助成等に要する経費 |

III 動物衛生指導費

| | | | |
|--------------------------|--------|--------|---|
| 1. 狂犬病予防及び動物愛護管理事業 | 8,645 | 8,902 | 狂犬病の発生予防、飼い犬登録の推進、野犬対策、動物愛護と適正飼養の普及啓発に要する経費 |
| 2. 動物愛護センター・鳥獣保護センター運営事業 | 40,624 | 40,397 | 動物愛護センターと鳥獣保護センターの運営及び維持管理に要する経費 |
| 3. 動物由来感染症予防体制整備事業 | 1,122 | 1,189 | 動物由来感染症の予防及びまん延防止に要する経費 |